

農作物泥棒を 許さない

農作物

(果物、野菜、米など)

を盗むのは犯罪です

※窃盗罪

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

盗品と知って農作物を

もらう、買う、保管する行為

も犯罪です

※盗品等に関する罪

無償譲受け

3年以下の懲役

有償譲受け等

10年以下の懲役及び50万円以下の罰金

不審者や不審車両を見つけたら
警察に通報してください



茨城県警察